平成２８年（フ）第２１８号
長野県塩尻市大字広丘吉田341番地１　太田ハイツＡ202
債務者　伊藤　　瞳
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２２７号
長野県安曇野市三郷明盛1178番地３　マウントビュー・Ｋ103
債務者　伊藤奈津子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９３号
長野県諏訪市大字湖南4675番地
債務者　降幡みよ子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２６８号
静岡県沼津市原1487番地の１　市営原団地Ｄ10―102
債務者　勝又　真弓
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
静岡県三島市壱町田241番地の２　シャトー望月Ａ―105
債務者　菊川　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
静岡県沼津市大手町２丁目４番17号　グランドメゾン大手町804号
債務者　山本　葉子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４４号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘18棟305号
債務者　阿部美津子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２６号
三重県津市久居持川町2213番地９　コーポ河合１号室、前住所三重県津市美里町北長野714番地２
債務者　大良みどり
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２３号
三重県四日市市鵜の森１丁目９番15号　コーポ阪本203
債務者　濵嵜美智子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
大津市日吉台２丁目22番11号
債務者　大八木正輝
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９５号
大津市膳所２丁目10番６号ハイツウイング105、前住所大津市若葉台６番38号　コーポササキＡ―103
債務者　中迫　正夫
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０３号
大津市石山寺５丁目９番25号　ニュー石山寺マンションＢ棟319号、住民票上の住所京都市伏見区羽束師鴨川町350番地７
債務者　上原　裕也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０５号
大津市唐崎１丁目２番１号第２かぎやハイツ５号室
債務者　音野千代子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６２０号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―302号
債務者　高橋　芳里（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６２号
兵庫県尼崎市田能５丁目10番39号
債務者　八重森英生
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号
山口県下関市綾羅木本町８丁目７番10号
債務者　オリーヴェ・ディヴィーナこと　百留真由美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
山口県下関市大字阿内940番地
債務者　森本　康文
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　山口地方裁判所下関支部破産係